

西欧中世文書の史料論的研究：平成22年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

梅津，教孝
福岡大学：非常勤講師

津田，拓郎
東北大学大学院文学研究科：専門研究員

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932629>

出版情報：2011-03
バージョン：
権利関係：

コメント「カロリング期の教会と国家 ―史料論からの視点―」

加納 修

今回のテーマに最も忠実なのは、津田氏の報告であろう。1980年代後半以降、カピトゥラリア研究はとりわけその受容の局面に焦点を当てることで、「カピトゥラリア」という概念の問題点、とりわけカロリング期における他の史料類型との区分の曖昧さを明らかにした。津田氏の報告はこうした研究動向を十分に把握した上で、成立時におけるカピトゥラリア認識を問うことで、同時代史料としてのカピトゥラリアの価値を復権させようとする、きわめて正当な目的に基づいている。

検討の成果は、シャルルマーニュ・ルイ期とシャルル禿頭王の治世とでカピトゥラリアの成立状況が異なることを明らかにした点に求められる。前者の時期には狭い宮廷集団による討議の結果が文字化されたものが多いのに対して、シャルル禿頭王の治世には、単に討議の結果のみならず、巡察使のメモとなるようなテキストも王国集会と関連して成立した。こうした成立状況の違いは、統治構造の変容について何を示唆するのであろうか。フィリップ・ドゥプルーは、シャルルの王権を聖俗有力者層との契約に基づく王権と特徴づけたが¹、まさしくこうした王権の性格がシャルル期におけるカピトゥラリア・テキストの独自性と密接に関連しているのであろうか。

なお、津田氏は、文字化されることが前提とされるものを「確定版カピトゥラリア」という言葉で捉え、それ以外のカピトゥラリアと区別しているが、この区別はわかりにくい。たとえば、843年のクレヌのそれのように王の署名が付されたテキストや、808年の軍隊動員令のようにテキストの保管が定められている事例を「確定版」に含めないことが、評者には理解できなかった。年代記等にカピトゥラリア・テキストの作成や伝播について記述されていることの意味合いについては、より慎重な解釈が必要であろう。

梅津氏の報告と丹下氏の報告はともにリテラシーの問題を取り上げるものであり、この問題へのアプローチの多様性と有用性を示している。

梅津氏の報告は、国王証書のラテン語の劣悪さと書記のラテン語能力の低さを印象づけるだけでなく、国王証書におけるラテン語表記の特徴を明らかにすることで、「読まれるもの」としての国王証書の意義を、説得力を持つ形で浮き彫りにしている。省略記号の分類というきわめて技術的な考察が、国王証書という媒体についてのより精緻で実りある性格規定を導いている。近年の研究潮流との関連で言えば、証書の記号論研究を進めたペーター・リュックの提言が有効であることを示す優れた成果である。リュックは証書を、「一つのコミュニケーション・プロセスにおける言語的・図像的・物的な記号のシステムとして捉え、このシステムとそれを構成する諸要素の形態学、意味論、シンタクス、機能（実際的な機能）と変化を浮き彫りにし、他のテキスト・システムとの境界を画定する」²ことを目標として研究を推進してきたが、梅津氏の研

¹ Philippe Depreux, *Charlemagne et les Carolingiens 687-987*, Paris, pp. 88-89.

² Peter Rück, Beiträge zur diplomatischen Symbolik, in *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik*, hg. von P. Rück,

究は、省略記号という図像的であると同時に言語的な記号に注目することで、リュックの提案にほとんど理想的なかたちで応えるものとなっている。ぜひ欧語で発表していただきたい。

梅津氏の報告は、声と文字との関係、法律行為の有効性を保証するもの、統治における国王証書の意義など、重要な問題について示唆を与えてくれる。私自身、同じくフランクの国王証書を素材として同様の問題を考察してきたが、裨益するところ大であった。ヨーロッパ学界でも国王証書のラテン語についての研究は進んでいないが、2010年3月に Michel Banniard を指導教官として、Rémy Verdo 君が *La reconfiguration de latin mérovingien sous les Carolingiens. Étude sociolinguistique des diplômes royaux et des réécritures hagiographiques (VIIe-IXe siècle)* (カロリング朝のもとでのメロヴィング・ラテン語の再編成。国王証書ならびに聖人伝の書き換えについての社会言語学的研究 (7-9世紀)) の題目で博士論文の公開審査を行ったので、その成果がいずれ公表されることを期待したい。

「カロリング期エリート論の可能性」と題された丹下氏の報告は、所領関係の記録成立のプロセスの中に、エリートの空間掌握のあり方を読み取ろうと試みるドゥヴロワの研究と、周囲の世界を表現する文言に、現実のみでなくエリートの価値観の反映を見て取ろうとするシュルーデルの論考の紹介を中心とするものであった。私が誤解していなければ、報告の主旨は、カロリング期エリートの知的基盤の解明の必要だけでなく、そうすることで文書のあり方そのものを再考する可能性が開けることを示すことにあったように思われる。正直のところ、ドゥヴロワやシュルーデルの解釈には疑念の残る部分があるが、フランク時代のエリートの知的基盤を明らかにし、その上で彼らの所産たるテキストを解説する試みはきわめて正当であり、史料読解の精緻化にも貢献すると思われる。

カロリング期エリート論の紹介を聞いて、史料論との関連で私自身の脳裏に浮かんだのは、フランク時代の書式集の全面的な再検討を行ったアリス・リオの研究である。書式集は奇妙にもフランク王国で数多く編纂され、しかも9世紀から相当数の写本が様々の地域から残っているが、彼女はある書式がカロリング王国の別の地域でも広く用いられていた事実を写本調査を通じて確認している³。カロリング王国の内部で広く文化的な交換が行われ、いわば基盤となる共通の書式が広まっていったのである。共有される書式は社会認識装置としても機能し、使用する集団の文化的同質性を生み出し、また逆にそうした知的基盤の共有がこれら集団を支えることになる。この点で、ドゥヴロワらのエリート論と類似しているように思われる。こうした文化史的な問題関心は、近年の研究潮流の一つとも言えるもので、カロリング期の国家や社会を一体性と多様性の弁証法によって特徴づけようとする際に、有益であろう。実際にいくつかの書式集はかねてより、カロリング宮廷と密接な人物によって編纂されたことが指摘されてきたし、書式集の編纂や筆写をカロリング朝による文化政策と結びつけて捉

Sigmaringen, 1996, pp. 13-48.

³ Alice Rio, *Legal Practice and the Written Word in the Early Middle Ages. Frankish Formulae, c. 500-1000*, Cambridge, 2009.

える研究もある⁴。

しかしながら、気にかかるのは、文化的側面に焦点を定める研究者が、カロリング社会における文化の共有を強調する傾向が強いように思われることである。最近では、かつてハンリッヒ・ブルナーが提唱した概念 *Urkundenterritorien*（証書制度の地域的な相違）が再び関心を集めつつあるので、地域的な法文化の相違と、共有される法文化との関係をいっそう精緻に解明しなければならないであろう⁵。それと同時に、エリートという漠然とした概念も、再考に付されることになるであろう。

今回の研究会では、一方で具体的な史料に基づく精緻な報告を聞くことが、他方で最新の研究動向を知ることができただけでなく、史料に基づく活発な議論に参加することができた。有意義な研究会に参加できたことを、同じくフランク時代を専門とする者として、非常に嬉しく思う。

⁴ たとえば、Warren Brown, *Die karolingische Formelsammlungen - warum existieren sie?*, in *Die Privaturkunden der Karolingerzeit*, hg. von P. Erhart, K. Heidecker und B. Zeller, Zurich, 2009, pp. 95-102.

⁵ *Die Privaturkunden der Karolingerzeit* 所収の諸論文を参照。